

# 実質賃金、2022年3月以来の前年比プラス

## ポイント① 名目賃金は大幅に伸び率拡大

6日、6月の毎月勤労統計が発表されました。名目賃金にあたる「現金給与総額」は前年同月比+4.5%と、5月の同+2.0%から伸び率が大きく拡大しました。ボーナスなどの「特別に支払われた給与」の伸び率が同+7.6%（5月は同+0.1%）と、大幅に拡大したことが主因です（右上図）。これに関して厚生労働省は、ボーナスの増額に加え、昨年は7月にボーナスを支払った事業所が前倒しで支給した可能性があるとして指摘しています。

## ポイント② 実質賃金の前年比がプラス転換

名目賃金の高い伸びを受け、物価上昇による影響を除いた実質賃金は前年同月比+1.1%と、実に2022年3月以来のプラスに転じました。なお、6月単月では「特別に支払われた給与」によって押し上げられた影響が大きいため、7月にその反動が出る可能性には注意が必要です。とはいえ、ベースの給料にあたる「所定内給与」の伸び率は着実に拡大しています（右下図）。今後、2024年の賃金改定を給与に反映する事業所が一段と増加することが見込まれるため、「所定内給与」の伸び率の拡大基調が続く可能性が高いと思われます。

## ポイント③ 賃金上昇が個人消費に繋がるか

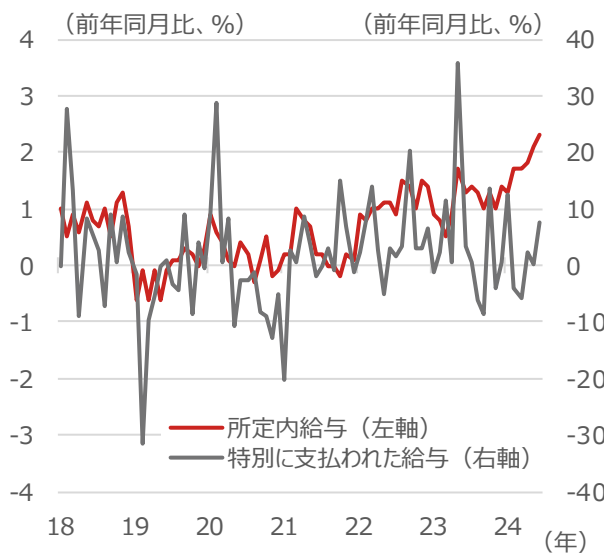
こうした賃金上昇が個人消費の拡大に繋がるかが次のポイントです。同日発表された6月の家計調査では、2人以上の世帯の実質消費支出が2か月連続で前年同月比マイナスとなるなど、個人消費には依然として弱さがみられます。「所定内給与」など賃金の伸び率の拡大基調が続くことが見込まれる中、個人消費の動向に変化が起きるかどうか注目されます。

名目賃金と実質賃金



期間：2018年1月～2024年6月、月次  
(出所) Bloombergより野村アセットマネジメント作成

所定内給与と特別に支払われた給与



期間：2018年1月～2024年6月、月次  
・上記は名目値です  
(出所) Bloombergより野村アセットマネジメント作成

<b>重要 イベント</b>	8月15日	日本GDP（国内総生産）（4-6月期、一次速報値）
	8月23日	日本CPI（消費者物価指数）（7月）

当資料は、投資環境に関する参考情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したご参考資料です。投資勧誘を目的とした資料ではありません。当資料は市場全般の推奨や証券市場等の動向の上昇または下落を示唆するものではありません。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に示された意見等は、当資料作成日現在の当社の見解であり、事前の連絡なしに変更される事があります。なお、当資料中のいかなる内容も将来の投資収益を示唆ないし保証するものではありません。投資に関する決定は、お客様ご自身でご判断なさるようお願いいたします。投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡します投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認ください。

## 野村アセットマネジメントからのお知らせ

### ■ ご注意

下記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、野村アセットマネジメントが運用するすべての公募投資信託のうち、投資家の皆様にご負担いただく、それぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前によく投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をご覧ください。

### ■ 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価格が変動します。したがって投資家の皆様のご投資された金額を下回り損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をよくご覧ください。

### ■ 投資信託に係る費用について

以下の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

2024年8月現在

ご購入時手数料 《上限3.85%（税込み）》	投資家が投資信託のご購入のお申込みをする際に負担する費用です。販売会社が販売に係る費用として受け取ります。手数料率等については、投資信託の販売会社に確認する必要があります。 投資信託によっては、換金時（および償還時）に「ご換金時手数料」等がかかる場合もあります。
運用管理費用（信託報酬） 《上限2.222%（税込み）》	投資家はその投資信託を保有する期間に応じてかかる費用です。委託会社は運用に対する報酬として、受託会社は信託財産の保管・管理の費用として、販売会社は収益分配金や償還金の取扱事務費用や運用報告書の発送費用等として、それぞれ按分して受け取ります。 * 一部のファンドについては、運用実績に応じて報酬が別途かかる場合があります。 * ファンド・オブ・ファンズの場合は、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等が別途かかります。
信託財産留保額 《上限0.5%》	投資家が投資信託をご換金する際等に負担します。投資家の換金等によって信託財産内で発生するコストをその投資家自身が負担する趣旨で設けられています。
その他の費用	上記の他に、「組入価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料」、「ファンドに関する租税」、「監査費用」、「外国での資産の保管等に要する諸費用」等、保有する期間等に応じてご負担いただく費用があります。運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断下さい。